

路上喫煙対策の実効性の向上に向けた 実態把握・検証について

～最終とりまとめ～

令和7年12月25日

環境局 事業部 事業管理課 路上喫煙対策担当

1 目的

●実態把握・検証について

- ▶ 喫煙所確保の目標である140箇所に対し、170箇所（令和7年12月1日時点 188箇所）を整備し、令和7年1月27日より市内全域を路上喫煙禁止したことから、今年度は改正条例施行後の路上喫煙の実態を確認し、対策の優先度が高いエリアを確認するため、路上喫煙の実態把握、検証を行うこととした。
- ▶ 一方で、広聴に加え、陳情や市会各会派より、出来る限り早い時期での喫煙所のさらなる整備が求められている。
- ▶ 大阪・関西万博の閉幕後の平常時における動向を確認するため、万博終了後に定点調査を実施し、その結果を踏まえ、路上喫煙対策の実効性の向上に向けて、対策が必要なエリアについては、分煙環境の整備を始めとする必要な対策に取組む。

2 実態把握・検証の流れ

●最終とりまとめに向けて

- ▶令和7年1月27日（月） 「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」の改正条例を施行。
大阪市内全域で路上喫煙を禁止。（検証開始）
- ▶令和7年9月19日（金） 「路上喫煙対策の実効性の向上に向けた実態把握・検証について（中間とりまとめ）」を公開
⇒スピード感を持って必要な対策を進めていくため、対策の優先度が高いエリアの特定（63エリア）
- ▶令和7年9月19日（金）～11月17日（月） 「特に対策の優先度が高いエリア（15エリア）」を対象に大阪市指定喫煙所設置経費等補助金の申請受付開始
- ▶令和7年9月22日（月）～11月26日（水） 「対策の優先度が高いエリア」における喫煙所候補地について、関係各区へ依頼

3 調査について

●路上喫煙対策にかかるアンケート

- ▶ 改正条例施行後の各対策にかかる効果を把握し、今後の対策の参考にするため、市民向けインターネットアンケート調査を実施。（資料1のとおり）

調査対象:大阪市内に居住する者 500名
調査方法:インターネットを利用したWebアンケート調査
調査時期:令和7年7月末

●路上喫煙の実態調査(定点調査)

- ▶ 改正条例施行後の路上喫煙の実態を把握するため、万博閉幕後の平常時に定点調査を実施。（資料2のとおり）

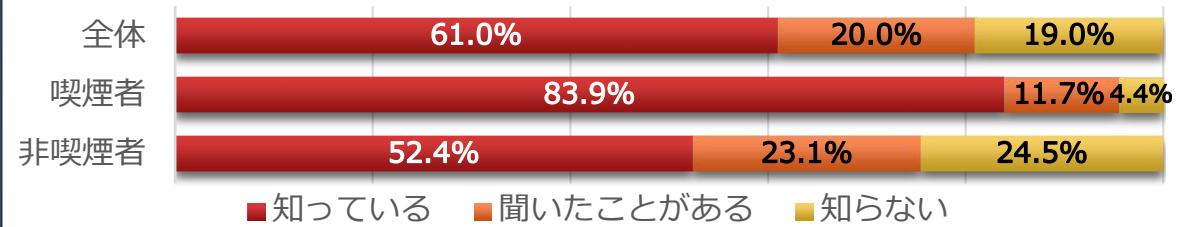
調査対象:市内全域100地点(24区)
調査方法:調査員の目視による通行者数及び路上喫煙者数の計測
たばこのポイ捨て本数の確認
調査時期:令和7年10月中旬～11月上旬

※対策の優先度が高いエリアの特定にかかる調査については、「[中間とりまとめ](#)」のとおり

4 調査結果（アンケート）

●路上喫煙対策にかかるアンケート（一部抜粋）

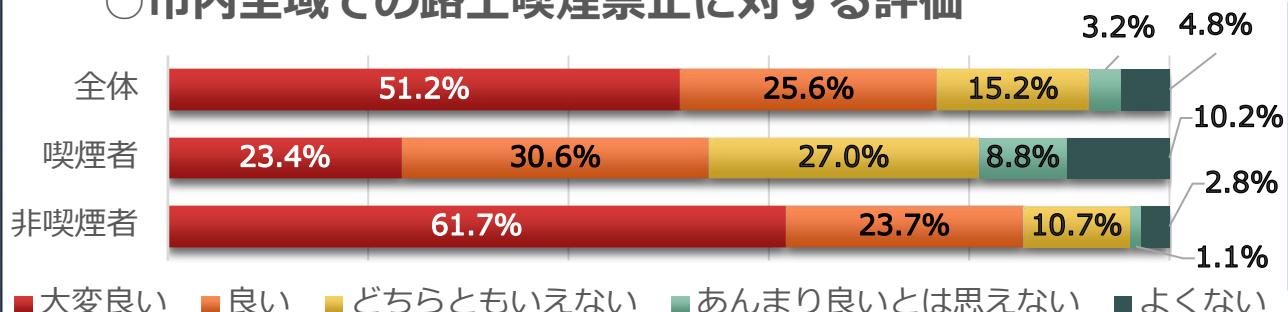
○市内全域での路上喫煙禁止の認知度



「聞いたことがある」を含めると、全体で81%、喫煙者に限っては、95.6%で非喫煙者の75.5%を大きく上回っている。

少なくとも大阪市民の喫煙者には、市内全域で路上喫煙が禁止されていることを認知いただいているものと評価できる。

○市内全域での路上喫煙禁止に対する評価

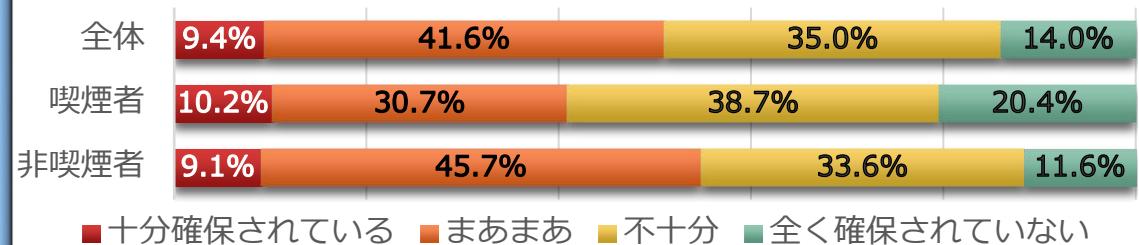


全体の肯定的意見は76.8%であり、特に非喫煙者に限ると85.4%と非常に高く、また、喫煙者においても54%であることから、制度自体に対しては、一定評価されていることが確認できる。

4 調査結果（アンケート）

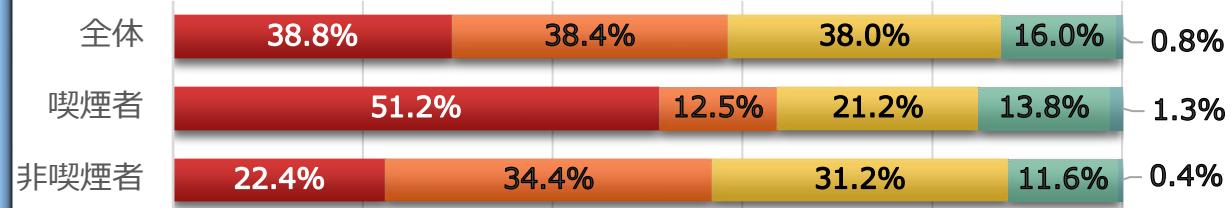
●路上喫煙対策にかかるアンケート（一部抜粋）

○喫煙できる場所の確保状況の評価について



全体の肯定的意見は51%と半分であり、喫煙者に限ると40.9%、不十分、確保されていないと感じる割合が59.1%であり、非喫煙者では54.8%が肯定的であるが、45.2%が喫煙できる場所が不足していると認識している。

○路上喫煙対策に関する施策の改善点について

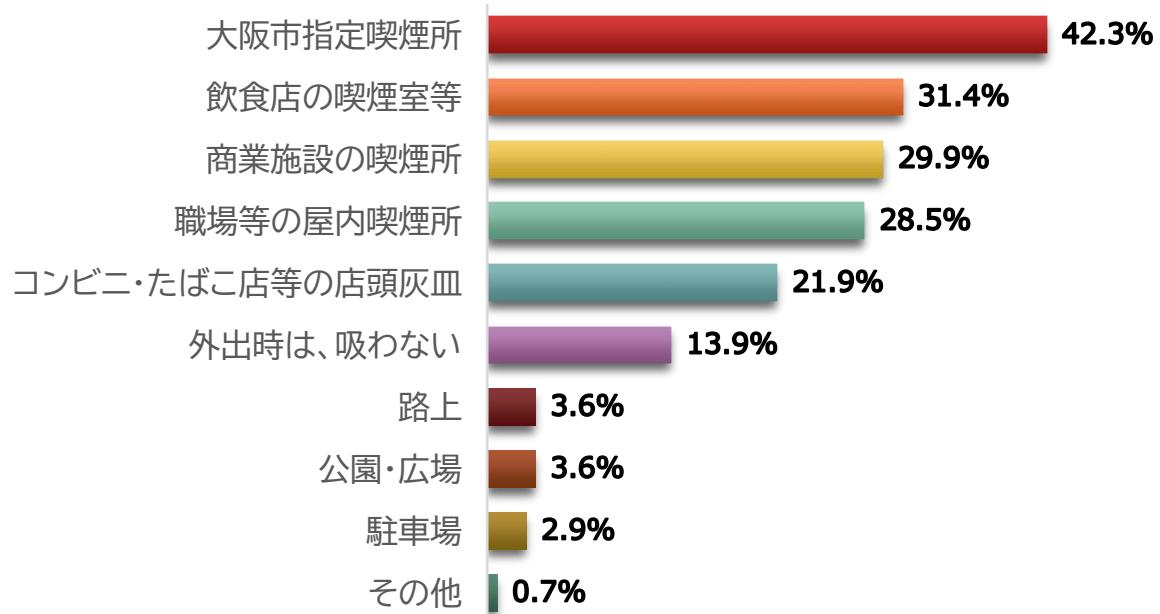


喫煙者の51.2%が喫煙所の増設を求めており、非喫煙者は過料の増額が34.4%、路上喫煙防止指導員等の巡回指導、啓発強化が31.2%と、啓発指導体制の強化を求めており、喫煙者と非喫煙者で内容が大きく異なっている。

4 調査結果（アンケート）

●路上喫煙対策にかかるアンケート（一部抜粋）

○喫煙者が外出時において、よく喫煙する場所



上位の結果が、大阪市指定喫煙所が42.3%、飲食店等が31.4%、商業施設が29.9%であったことから、指定喫煙所の整備や、既設喫煙所の一般開放、情報提供喫煙所の登録による分煙環境の確保を進めることは、路上喫煙対策として有効であると考える。

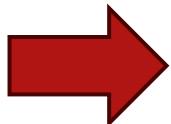
また、路上喫煙（公園、広場含む）の割合は7.2%で、R4年度に実施したアンケートでは21.4%であったことから、市内全域での路上喫煙を禁止したことによる一定の効果があったものと評価できる。

4 調査結果（定点調査）

●路上喫煙の実態調査（定点調査）

改正条例施行前との比較（市全体（※）の路上喫煙率）

0.24%
(R6年12月実施結果)



0.15%
(R7年度調査結果)

市全体の路上喫煙率は改正条例施行前と比べて約4割（0.09%）減少しており、過去10年間の最大減少率が0.04%であったことから、今年度の減少率は従来を大きく上回っている。（P8参照）

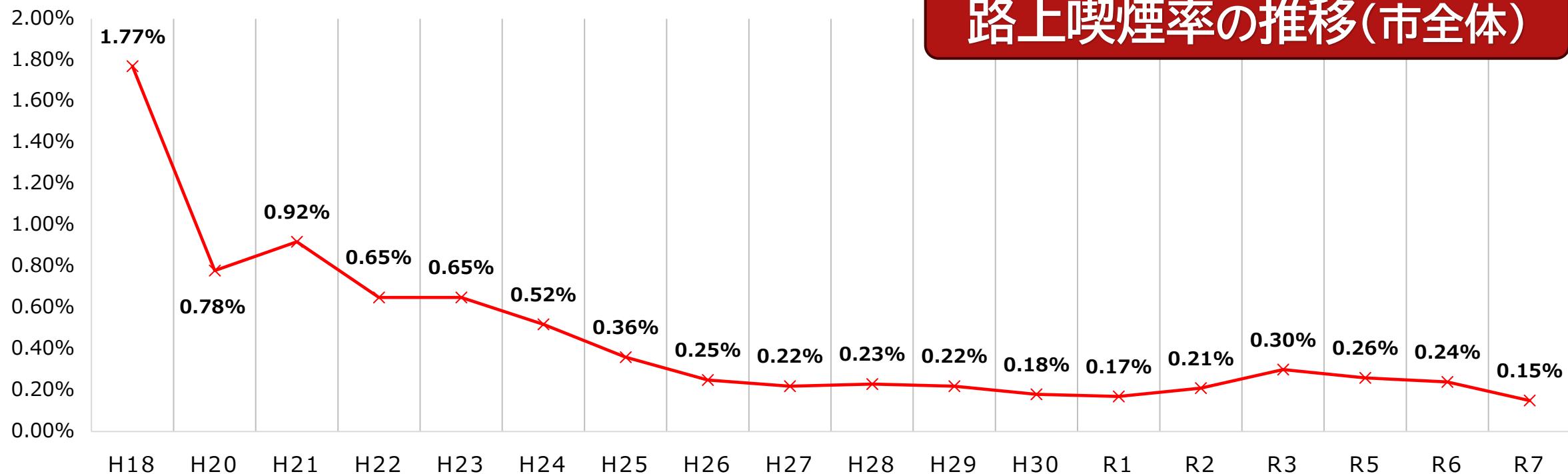
本年1月27日から実施した大阪市内全域での路上喫煙禁止の取り組みが市民等に広く浸透したことや、喫煙所の整備をはじめとする分煙環境の充実を図ったことが、路上喫煙率低下の主な要因と考えられる。

※H18年以降計測してきた各地点の平均。（対策の優先度が高いエリアの調査地点は含まない）

なお、昨年度までは平日1日のみの調査結果であったが、今年度は、平日、休日それぞれ1日の調査結果となる。

4 調査結果（定点調査）

●路上喫煙の実態調査(定点調査)



4 調査結果（定点調査）

●路上喫煙の実態調査（定点調査）

市全体と対策の優先度が高いエリア（局選定エリア）の比較

エリア別	路上喫煙率	吸い殻の数 (100mあたり)
市全体	0.15%	15本
局選定	0.31%	12本

市全体の路上喫煙率0.15%と比べると、約2倍（0.31%）となっている。また、吸い殻の数については市全体と同程度の結果となった。

4 調査結果（定点調査）

●路上喫煙の実態調査（定点調査）

▶時間帯別路上喫煙率（全体）

時間帯	市全体 (A)	局選定 (B)	比較 (B-A)
7時30分から9時	0.21%	0.46%	+0.25%
11時30分から13時	0.14%	0.32%	+0.18%
14時30分から16時	0.13%	0.26%	+0.13%
17時30分から19時	0.13%	0.26%	+0.13%
全体	0.15%	0.31%	+0.16%

▶時間帯別路上喫煙率（平日・休日別）

時間帯	平日		休日	
	市全体	局選定	市全体	局選定
7時30分から9時	0.13%	0.33%	0.41%	0.81%
11時30分から13時	0.13%	0.35%	0.14%	0.29%
14時30分から16時	0.12%	0.28%	0.13%	0.26%
17時30分から19時	0.11%	0.22%	0.16%	0.30%
全体	0.12%	0.29%	0.17%	0.33%

市全体と局選定いずれも休日の朝方が一番高い。また、局選定では平日の昼休みの時間帯が多く、対策の優先度が高いエリアに多くある駅周辺やオフィス街の影響があると考える。

5 具体的な対策の検討にむけて

- ▶ 今回の実態調査の結果、対策の優先度が高いエリア(局選定)では、市全体の路上喫煙率(0.15%)と比較して、約2倍(0.31%)となっている。市全体の路上喫煙率は改正条例施行前より約4割減少しており、喫煙所の整備をはじめとする分煙環境の充実を図ったことが、主な要因の一つと考えられる。また、アンケート調査結果では、全体的に喫煙所が充分ではないと感じる割合が高いことから、対策を講じるうえでは、分煙環境のさらなる充実を図る必要がある。
- ▶ 分煙環境の確保を基本とした対策を講じることにより、喫煙所の空白エリアや不足している需要の解消にもつながり、必要な場所をカバーできるものと考える。
- ▶ 一方、アンケート調査結果にもあるが、喫煙所の確保のみでは、課題を解決することにはつながらない。
- ▶ 路上喫煙をなくすためには、路上喫煙対策指導員等による巡回指導などにより、ルール、マナーを順守するよう喫煙者への働きかけを継続して行い、意識の向上を図る必要がある。
- ▶ 限られた資源の中、効果的な対策を進めるため、委託による民間資源を活用した啓発指導体制の強化や、定点調査で得た時間帯別の路上喫煙率をもとに、各エリアの実情に応じて重点的に啓発を実施していく必要がある。



アカンズキン

6 具体的な対策について

- 「対策の優先度が高いエリア」の具体的な対策については、新たな指定喫煙所の確保を図ったうえで、エリアの状況に応じた啓発指導体制の強化を行うこととする。

指定喫煙所を新たに確保

喫煙環境の確保と啓発指導の強化の両輪により
路上喫煙対策の実効性向上を図る

路上喫煙防止指導員等
による指導・巡回強化

啓発員による普及啓発

6 具体的な対策について

●各エリアの状況に対する評価について

評語	評価基準	評価指標		
		推定路上喫煙者数 2,310人以上(※)	路上喫煙率 0.31%以上(P9参照)	吸い殻の数(100mあたり) 12本以上(P9参照)
A	全ての評価指標を満たす場合	○	○	○
B	2つの評価指標を満たす場合	○	○	×
		○	×	○
		×	○	○
		○	×	×
C	1つの評価指標を満たす場合	×	○	×
		×	×	○
		×	○	×
D	どの評価指標も満たさない場合	×	×	×

※喫煙所整備目標とした120箇所の算定根拠(喫煙所の1日延利用可能数)である、2,310人から引用。

6 具体的な対策について

●各エリアの状況に応じた具体的な対策について

評語	具体的な対策			該当エリア (63エリア)
	喫煙所の確保	路上喫煙防止指導員等の指導・巡回強化	啓発員による普及啓発	
A	2	強化	実施	2
B	1	強化	実施	10
C	1	通常	実施	25
D	1	通常	—	5
区	1	通常	—	14
先行	※	強化or通常	実施	7

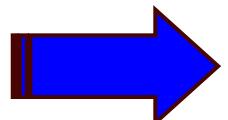
各エリアの具体的な対策については、別紙1、別紙2のとおり

※令和7年度中に喫煙所の先行確保を行う予定(中間とりまとめにおいて、「特に対策の優先度が高いエリア」に選定(次ページ参照)され、補助の応募があったエリア)。

7 特に対策の優先度が高いエリア

●実態把握の結果、次の条件に該当するエリア（別紙2のとおり）については、
特に対策の優先度が高いエリアとして判断した。

○周辺の喫煙所整備状況
(分煙環境が確保されていないエリア)



○推定路上喫煙者数
○路上喫煙の状況
○ポイ捨ての状況

上記の3つの要件のうち、
2つ以上の要件で特に対策が必要なエリア



本格的な対策は令和8年度に進めるものの、上記エリアについては、令和7年度においても、年度内に分煙環境の整備が見込める補助金を活用した喫煙所設置の募集を実施する。

7 最後に

▶ 路上喫煙対策の実効性の向上に向けて、今回とりまとめた具体的対策について、令和7年度中に実施可能な対策を確実に進めるとともに、本格的な対策は令和8年度以降、順次進めていくことで、路上喫煙のない美しいまちの実現をめざしていく。



アカンズキン